

林業技術センター
普及班便り
(第8回目)

あなたの山づくりを 応援する林業普及 【経営の豆知識 その5】

一 はじめに

これまでの普及班便りで、自分の所有する森林の基本的情報の把握の仕方についてご紹介しましたが、今回はそれらの情報を基に、自分の森林経営を行なうか、一般的な経営計画の立て方についてお知らせします。

二 資料の整理

まずは、自分の経営森林の状態を整理します。

この際、市町村が管理している森林簿と森林資源管理図を入手し、現地と照合します。修正のためには事前に森林の状況を把握しておくことが必要です。

森林簿では森林の所在地・林小班面積・樹種・林齢など、森林資源管理図では地形や森林の位置などが確認できます。

三 経営目標の決定

申請はお住まいの市町村の林務担当課に行います。ここで入手できるのは自らが所有している森林についての情報のみですので注意してください。

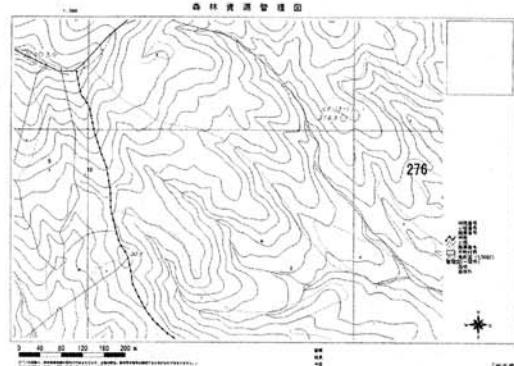


図1 森林資源管理図

図2 森林現況表

四 森林施業計画

経営計画は林業経営における実質的な計画です。森林施業に関する計画が主体となります。

この際、国が定める森林施業計画制度を活用することで、様々な優遇措置を受けられます。

(1) 森林施業計画制度

森林施業計画制度は森林所有者等が自発的意思に基づいて森林施業に関する5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受け、その計画に基づいて計画的・合理的な施業を行うことを期待するものです。

(2) 森林施業計画の優遇措置

制度を活用して計画を作成し、市町村長から認定を受けることで、補助事業や税制上の優遇措置を受けることができます。

(3) 対象森林

森林施業計画の作成は30ha以上の団地的まとまりのある森林であることが必要です。個人では面積が足りない場合、共同で計画を作成することができます。

例えば、現在の森林を人工林にするのか天然林にするのか、主伐をいつ行なうのか、また、皆伐施業にするのか、非皆伐施業にするのかなどについて、林小班ごとに決定します。

次に、林小班ごとに5年間の伐採計画、造林計画、保育計画等を作成します。

このように、自分の山林のどの場所についてどのように施業をすすめるか、詳しく決めていきます。

五 計画作成の支援

計画書作成には様々な知識が必要となりますので、林業普及指導員に相談しましょう。

林業普及指導員は各地方振興局、総合支局、農林センター等に配置されており、詳しくは最寄の振興局林務担当部へお問い合わせください。

林業技術センター普及班

計画作成はお近くの林業普及指導員へ！

